

令和6年度国民健康保険料率 及び賦課限度額等について

1. 保険料率について

(1) 令和6年度大阪府市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）について（料率の比較）

	所得割【伸び率】	均等割【伸び率】	平等割【伸び率】	賦課限度額	
医療分	令和6年度市町村標準保険料率	9.56%	35,040 円	34,803 円	65 万円
	令和5年度市町村標準保険料率	9.18%	33,730 円	33,698 円 ※本町独自激変緩和後 ⇒30,328 円	65 万円
	増減	↑0.38ポイント 【4.14%】	↑1,310 円 【3.88%】	↑1,105 円 【3.28%】 本町激変緩和後との比較 ↑4,475 円 【14.76%】	±0 万円
後期支援分	令和6年度市町村標準保険料率	3.12%	11,167 円	11,091 円	22 万円
	令和5年度市町村標準保険料率	2.97%	10,584 円	10,574 円	20 万円
	増減	↑0.15ポイント 【5.05%】	↑583 円 【5.51%】	↑517 円 【4.89%】	+2 万円
介護分	令和6年度市町村標準保険料率	2.64%	19,389 円	0 円	17 万円
	令和5年度市町村標準保険料率	2.61%	19,552 円	0 円	17 万円
	増減	↑0.03ポイント 【1.15%】	↓163 円 【△0.83%】	±0 円	±0 万円

※ 平成30年度から国保財政運営の都道府県単位化に伴い、大阪府では府内全ての市町村において同じ保険料率を適用することとなったが、6年間の猶予期間が設けられていた（H30～R5）。

そのため、本町では条例上、大阪府市町村標準料保険料率を適用することを基本としているが、平成30年度以降も継続的に決算剰余金等を活用して独自の激変緩和策を講じており、令和5年度は医療分の平等割（33,698 円）を10%引き下げ、30,328 円としている。

(2) 算定の前提

- 令和6年度市町村標準保険料率は、国から示された確定係数に基づき、大阪府が算出した保険料率です。

(3) 令和6年度の主な算定条件

- 府内全体で必要な事業費納付金総額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分
- 統一保険料率となるよう、市町村ごとの医療費水準は反映しない
- 保険料算定式
 - 医療分・後期分：3方式 ⇒所得割、応益割（均等割6：平等割4）
 - 介護分：2方式 ⇒所得割、応益割（均等割）

(4) 令和6年度算定における主な変動要因（概要）

- 算定上の推計被保険者数 約 159.6 万人（▲10.1 万人）（令和5年度 約 169.7 万人）
 - ※ 令和6年度における70歳以上被保険者数の減少（団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行）及び社会保険の適用拡大の影響を踏まえて推計
- 算定上の一人あたり費用の増減要因（増減ともに影響額の大きい3項目を抜粋）

【増要因】

保険給付費の増（約 9,600 円）、後期高齢者支援金の増（約 3,100 円）
 保険料減免費用の増（約 1,600 円）

【減要因】

財政調整事業による保険料抑制（約 5,100 円）、療養給付費等負担金の増（約 2,400 円）
 普通調整交付金の増（約 1,600 円）

【本算定における保険料抑制のための工夫（大阪府）】

- 財政調整事業による保険料抑制財源の確保（約 188 億円）
 - （内訳）・都道府県繰入金（2号）の全額1号振替（約 51 億円）
 - ・保険者努力支援制度交付金の活用（約 53 億円）
 - ・市町村からの事業費納付金を通じた保険料抑制（約 11 億円）
 - ・過年度の保険料収納額（見込）の活用（約 74 億円）
- 特例基金（財政基盤強化分）の活用（6 億円）
- 財政安定化基金積立金（前期高齢者交付金の留保額）の調整（約 23 億円）

《参考》 保険給付費（大阪府全体）の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (本算定値)	令和6年度 (本算定値)
一人あたり保険給付費	330,463 円	323,450 円	344,593 円	353,572 円	365,453 円	375,080 円
対前年度増減額	+10,929 円	▲7,013 円	+21,143 円	+8,979 円	+11,881 円	+9,628 円
対前年度増減率	+約 3.4%	▲約 2.1%	+約 6.5%	+約 2.6%	+約 3.4%	+約 2.6%

- 一人あたり保険給付費は、過去2年間（推計値を含む）の伸び率により、国の推計ツールを活用して推計。
 令和2年度のコロナ禍の診療控えからの回復・反動により、令和3年度は大幅な増加となっているが、令和4年度以降も増加傾向は継続しており、この傾向をもとに推計した令和6年度本算定値は、前年度の本算定値より約 2.6% 増の 375,080 円となっている。

(5) 一人あたり保険料の比較（事業費納付金額（保険料収納必要額）を被保険者数で割り戻した理論値）

	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	差額 (A-B)	伸び率 ((A-B) / B)
府内全体・平均	165,691 円	162,417 円	3,274 円	2.02%
熊取町	168,551 円	165,452 円	3,099 円	1.87%

・・・【出典】 令和6年1月9日開催：令和5年度第3回大阪府市町村国民健康保険主管課長会議資料・・・

条件：R5軽減判定基準使用
 2人世帯150万円、3人世帯200万円のケースではR5の 条件2：〇〇万円以下とあるのは〇〇万円で算定
 条件では2割軽減世帯に該当（R4は非該当）

	1人世帯											2人世帯																
	R3 保険料額		R4 保険料額		R5 保険料額		R6標準保険料額（本係数） 対R5			令和5年		令和4年		R3 保険料額		R4 保険料額		R5 保険料額		R6標準保険料額（本係数） 対R4			令和5年		令和4年			
	軽減 割合	軽減 割合	軽減 割合	軽減 割合	軽減 割合	軽減 割合	軽減 割合	増減額	増減率	世帯数	割合	世帯数	割合	軽減 割合	軽減 割合	軽減 割合	軽減 割合	軽減 割合	軽減 割合	軽減 割合	増減額	増減率	世帯数	割合	世帯数	割合		
所得無	23,481	7割	23,902	7割	26,575	7割	27,630	7割	1,055	4.0%	1,715	26.6%	1,619	25.0%	35,517	7割	36,286	7割	39,870	7割	41,492	7割	1,622	4.1%	207	3.2%	194	3.0%
50万円以下	47,081	5割	47,796	5割	52,798	5割	54,926	5割	2,128	4.0%	519	8.1%	547	8.5%	67,140	5割	68,436	5割	74,955	5割	78,030	5割	3,075	4.1%	168	2.6%	168	2.6%
100万円以下	142,968		144,484		157,841		164,377		6,536	4.1%	446	6.9%	423	6.5%	123,890	2割	125,286	5割	135,705	5割	141,430	5割	5,725	4.2%	247	3.8%	270	4.2%
150万円以下	199,718		201,334		218,591		227,777		9,186	4.2%	394	6.1%	400	6.2%	239,836		242,614		236,325	2割	246,322	2割	9,997	4.2%	369	5.7%	388	6.0%
200万円以下	256,468		258,184		279,341		291,177		11,836	4.2%	238	3.7%	237	3.7%	296,586		299,464		323,655		337,384		13,729	4.2%	328	5.1%	340	5.3%
250万円以下	313,218		315,034		340,091		354,577		14,486	4.3%	147	2.3%	141	2.2%	353,336		356,314		384,405		400,784		16,379	4.3%	195	3.0%	225	3.5%
300万円以下	369,968		371,884		400,841		417,977		17,136	4.3%	69	1.1%	88	1.4%	410,086		413,164		445,155		464,184		19,029	4.3%	139	2.2%	153	2.4%
400万円以下	483,468		485,584		522,341		544,777		22,436	4.3%	85	1.3%	65	1.0%	523,586		526,864		566,655		590,984		24,329	4.3%	130	2.0%	146	2.3%
500万円以下	596,968		599,284		643,841		671,577		27,736	4.3%	31	0.5%	27	0.4%	637,086		640,564		688,155		717,784		29,629	4.3%	65	1.0%	54	0.8%
600万円以下	710,468		712,984		765,341		798,377		33,036	4.3%	15	0.2%	13	0.2%	750,586		754,264		809,655		844,584		34,929	4.3%	32	0.5%	22	0.3%
700万円以下	815,271		820,000		850,000		870,000		20,000	2.4%	9	0.1%	6	0.1%	820,000		820,000		850,000		870,000		20,000	2.4%	19	0.3%	15	0.2%
800万円未満	820,000		820,000		850,000		870,000		20,000	2.4%	7	0.1%	2	0.0%	820,000		820,000		850,000		870,000		20,000	2.4%	17	0.3%	10	0.2%
800万円以上	820,000		820,000		850,000		870,000		20,000	2.4%	19	0.3%	12	0.2%	820,000		820,000		850,000		870,000		20,000	2.4%	31	0.5%	33	0.5%
									未申告		66	1.0%	75	1.2%									未申告		9	0.1%	14	0.2%
									合計		3,760	58.3%	3,655	56.5%									合計		1,956	30.3%	2,032	31.5%

	3人世帯											4人世帯																
	R3 保険料額		R4 保険料額		R5 保険料額		R6標準保険料額(本係数) 対R4			令和5年		令和4年		R3 保険料額		R4 保険料額		R5 保険料額		R6標準保険料額(本係数) 対R4			令和5年		令和4年			
	経減 割合	割合	経減 割合	割合	経減 割合	割合	増減額	増減率	世帯数	割合	世帯数	割合	経減 割合	割合	経減 割合	割合	経減 割合	割合	増減額	増減率	世帯数	割合	世帯数	割合				
																									経減 割合	増減額	増減率	経減 割合
所得無	47,552	7割	48,670	7割	53,164	7割	55,354	7割	2,190	4.1%	51	0.8%	41	0.6%	59,588	7割	61,054	7割	66,458	7割	69,216	7割	2,758	4.1%	20	0.3%	14	0.2%
50万円以下	87,199	5割	89,076	5割	97,112	5割	101,133	5割	4,021	4.1%	57	0.9%	57	0.9%	107,258	5割	109,716	5割	119,269	5割	124,237	5割	4,968	4.2%	21	0.3%	27	0.4%
100万円以下	143,949	5割	145,926	5割	157,862	5割	164,533	5割	6,671	4.2%	48	0.7%	49	0.8%	164,008	5割	166,566	5割	180,019	5割	187,637	5割	7,618	4.2%	17	0.3%	23	0.4%
150万円以下	248,251	2割	251,447	2割	271,776	2割	283,288	2割	11,512	4.2%	61	0.9%	60	0.9%	220,758	2割	223,416	2割	240,769	5割	251,037	5割	10,268	4.3%	18	0.3%	19	0.3%
200万円以下	336,704		340,744		332,526	2割	346,688	2割	14,162	4.3%	46	0.7%	56	0.9%	337,096	2割	341,321	2割	367,977	2割	383,653	2割	15,676	4.3%	21	0.3%	18	0.3%
250万円以下	393,454		397,594		428,719		446,991		18,272	4.3%	34	0.5%	42	0.6%	393,846		398,171		428,727	2割	447,053	2割	18,326	4.3%	22	0.3%	24	0.4%
300万円以下	450,204		454,444		489,469		510,391		20,922	4.3%	27	0.4%	37	0.6%	490,322		495,724		533,783		556,598		22,815	4.3%	17	0.3%	20	0.3%
400万円以下	563,704		568,144		610,969		637,191		26,222	4.3%	44	0.7%	59	0.9%	603,822		609,424		655,283		683,398		28,115	4.3%	19	0.3%	19	0.3%
500万円以下	677,204		681,844		732,469		763,991		31,522	4.3%	27	0.4%	26	0.4%	717,322		723,124		776,783		810,198		33,415	4.3%	9	0.1%	17	0.3%
600万円以下	790,351		795,544		850,000		870,000		20,000	2.4%	15	0.2%	13	0.2%	820,000		820,000		850,000		870,000		20,000	2.4%	7	0.1%	8	0.1%
700万円以下	820,000		820,000		850,000		870,000		20,000	2.4%	4	0.1%	9	0.1%	820,000		820,000		850,000		870,000		20,000	2.4%	10	0.2%	3	0.0%
800万円未満	820,000		820,000		850,000		870,000		20,000	2.4%	6	0.1%	5	0.1%	820,000		820,000		850,000		870,000		20,000	2.4%	2	0.0%	1	0.0%
800万円以上	820,000		820,000		850,000		870,000		20,000	2.4%	16	0.2%	12	0.2%	820,000		820,000		850,000		870,000		20,000	2.4%	8	0.1%	8	0.1%
									未申告		10	0.2%	11	0.2%									未申告		4	0.1%	3	0.0%
									合計		446	6.9%	477	7.4%									合計		195	3.0%	204	3.1%

2. 賦課限度額等について

2-1. 府内統一基準にかかる制度改正について

(1) 保険料の賦課限度額の見直しについて

①保険料賦課限度額とは

医療保険制度では、保険料負担は、負担能力に応じた公平なものである必要があるが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度を設けることとされている。

②賦課限度額の現状

国民健康保険料の賦課限度額は、平成30年度の都道府県化以降、府下統一の標準保険料率決定時（賦課前年度の1月）に適用されている国基準の賦課限度額を採用することとなっている。（令和6年度適用の限度額は令和5年度国基準となる。）

③令和6年度賦課限度額

	町限度額（大阪府統一基準額）	国基準（R6年度）
基礎賦課額（医療分）	65万円（増減なし）	65万円
後期高齢者支援金等賦課額	22万円（対前年度+2万円）	24万円
介護納付金賦課額	17万円（増減なし）	17万円
合計額	104万円（対前年度+2万円）	106万円

※R5国基準額を適用

【過去5年の賦課限度額】

	賦 課 限 度 額								
	医 療 分			支 援 分			介 護 分		
	町限度額 (府統一)	国基準額	差額	町限度額 (府統一)	国基準額	差額	町限度額 (府統一)	国基準額	差額
令和元年度	58万円	61万円	3万円	19万円	19万円	—	16万円	16万円	—
令和2年度	61万円	63万円	2万円	↓	↓	—	↓	17万円	1万円
令和3年度	63万円	↓	—	↓	↓	—	17万円	↓	—
令和4年度	↓	65万円	2万円	↓	20万円	1万円	↓	↓	—
令和5年度	65万円	↓	—	20万円	22万円	2万円	↓	↓	—
令和6年度	65万円			22万円			17万円		

④賦課限度額引き上げに伴う影響

賦課限度額引き上げに伴う影響については、すでに限度額超過となっている世帯の保険料はさらに増額となるが、それ以外の所得割が賦課される世帯については大阪府内全体では負担抑制方向への影響が生じる。また、所得割が賦課されない世帯については影響が生じない。

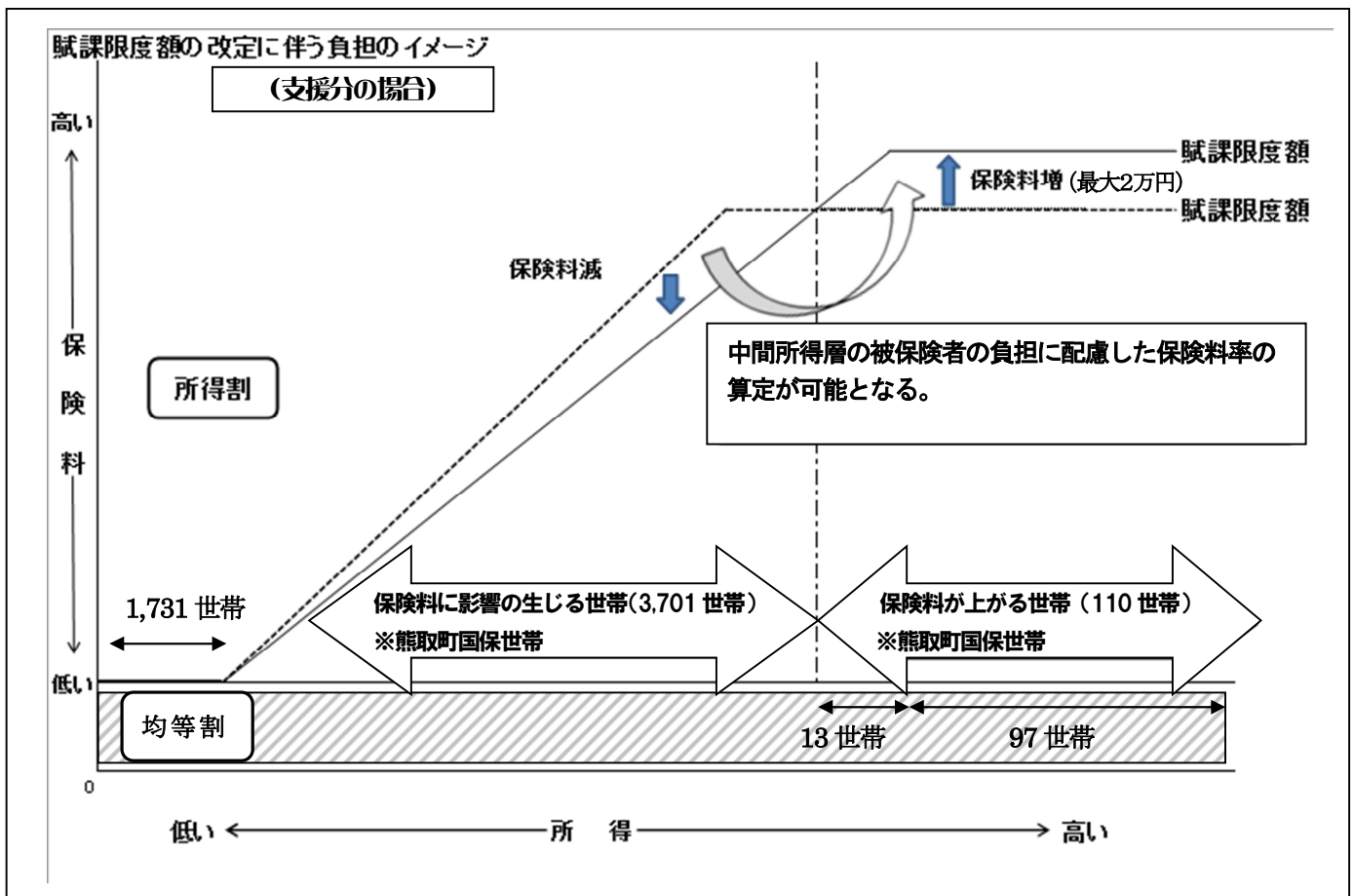
具体的な世帯数は次のとおりである。

【熊取町の世帯の内訳：影響別】

(世帯数については 令和6年2月5日現在)

賦課区分	全世帯数	引上げ前の限度額 (R6) 超過世帯 (限度額引き上げで保険料が増える)		限度額超過世帯を除く 所得割賦課世帯 (影響のある世帯)	所得割が賦課されない世帯
		保険料は増えるが、引上げ後の限度額 (R6) は超えない世帯 ・支援分2万円未満	引上げ後の限度額 (R6) を超過する世帯		
医療分(※)	5,542世帯	—	103世帯	3,708世帯	1,731世帯
支援分	5,542世帯	13世帯	97世帯	3,701世帯	1,731世帯
介護分(※)	2,196世帯	—	48世帯	1,381世帯	767世帯

※医療分及び介護分については、R6に限度額の引上げがないため参考値として掲載



2-2. 税制改正に伴う制度改正について

(1) 保険基盤安定制度（保険料法定軽減判定基準額）の見直しについて

国民健康保険では、低所得世帯に対する負担を軽減するため、世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者の総所得金額等が一定額以下の場合に、保険料のうち応益割（均等割及び平等割）を7割、5割又は2割軽減する措置を講じている。

なお、保険料軽減額の4分の3を都道府県、4分の1を市町村が負担する仕組みとなっており、一般会計からの法定繰入（保険基盤安定分）で賄われる。

このたび、経済動向等を踏まえ、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）が改正され、令和6年度分保険料から以下のとおり適用される。

(2) 改正の内容

- ① 5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を29万円から29.5万円に改正
- ② 2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を53.5万円から54.5万円に改正

均等割 ・ 平等割	改正後の所得基準 (令和6年度保険料より適用)	改正前の所得基準
7割軽減	【43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円】 以下 ※変更なし	【43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円】 以下
5割軽減	【43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円） ＋（29.5万円×被保険者数）】 以下	【43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円） ＋（29万円×被保険者数）】 以下
2割軽減	【43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円） ＋（54.5万円×被保険者数）】 以下	【43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円） ＋（53.5万円×被保険者数）】 以下

本改正に伴い、軽減対象世帯の所得上限が拡大する。

③ 本町への影響額等（軽減対象者数）

5割軽減 【1,590人←1,556人】 34人増

2割軽減 【1,353人←1,356人】 3人減

基盤安定負担額（軽減分）の軽減判定所得変更影響額（令和6年2月時点ベース）

	改正後	改正前	差引
医療	142,490,838	141,667,745	823,093
支援	46,506,632	46,238,943	267,689
介護	16,757,554	16,683,256	74,298
合計	205,755,024	204,589,944	1,165,080

(単位：円)